

創志学園高等学校 いじめ防止基本方針

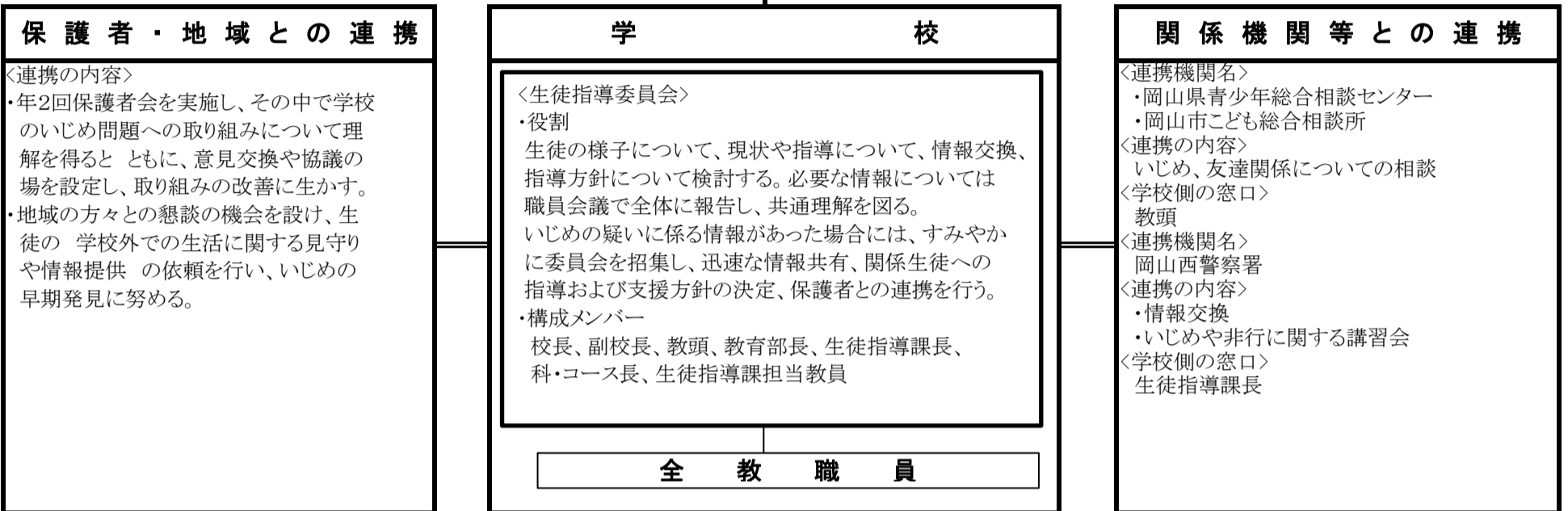
平成26年 3月 策定
平成30年 4月 改定

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止のための基本的態度

1. 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
2. 生徒同士がお互いに認め合い、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。
3. 自分の存在と他人の存在を大切に、一人ひとりが活躍できる集団づくりに努める。
4. 他者の役に立っていると感じることでできる機会を設け、自己有用感や自己肯定感を高める。
5. 生徒自身が主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。



学校が実施する取り組み

① いじめの防止	<p>〈人権教育の充実〉 命を大切にす心や互いを思いやる心を育み、人権意識の高揚を図る。</p> <p>〈道徳教育の充実〉 未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。そのため、道徳教育が科・コースで適切に推進されるよう担当者を中心に計画し、必要に応じて修正や追加を行う。</p> <p>〈学級活動の充実〉 学校行事や学級行事を通じて、学級内で生徒一人ひとりが活躍できる場を設け、他者の役に立っていると実感できるような学級経営を行う。</p>
② 早期発見	<p>〈生徒観察の充実と情報の共有化・記録化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間の教室や廊下など、生徒と過ごす機会を積極的に設け、「生徒がいるところには教職員がいる」ことを心がける。 ・ささいなことでも気になる兆候が見られた場合は、教職員間で情報を共有する。その為教職員間のコミュニケーションを大切にする。また、集まった情報は担任が記録に残す。 <p>〈相談できる環境作り〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談を実施し、教職員と生徒の信頼関係を形成する。また、教職員から積極的に声掛けやあいさつをするなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。 <p>〈相談室・保健室との連携〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等の相談窓口があることを周知し、相談しやすい環境づくりをする。 ・カウンセリングの役割も果たしている保健室と教員室の情報交換を密に行う。 <p>〈家庭・地域との連携〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校から発行する学年通信、学級通信等を通じて家庭との緊密な連携協力を図り、生徒を支援していく。 ・日頃から家庭・地域とのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築く。
③ いじめへの対処	<p>〈正確な実態把握〉 当事者双方、周りの生徒から、個々に聞き取り記録する。</p> <p>〈指導体制・方針決定〉 教職員全員で共通理解を図り、関係機関との連絡も含めた指導の役割分担を明確にする。</p> <p>〈生徒への指導・支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒に対し、心の不安を取り除くことに最大限努力する。また、いじめられた生徒にとって信頼できる人と連携し、寄り添え支える体制をつくる。 ・いじめた生徒に対し「いじめは決して許されることではない」という人権意識を持たせる指導を行う。さらに、母集団の生徒にも、自分の問題として捉えさせるような指導を行い、たとえ、いじめを止めることはできなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。 <p>〈家庭との連携〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた生徒の不安を解消し安全を確保するための具体的な対策について説明する。 ・いじめた生徒の家庭に対して、事実の報告と理解を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう家庭の協力を求めるとともに継続的な助言を行う。 ・インターネットによるいじめについても家庭の理解と協力を求める。 <p>〈関係機関との連携〉 生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは、所轄警察署に通報し適切に援助を求める。</p>